

土佐町持続可能な農業支援事業費補助金 (R8.4.1現在)

農業省力化・新技術導入事業（事業実施前の申請が必要）

対象者

- ①土佐地域計画に位置付けられた中心経営体（土佐町に住所を有する者）
- ②土佐町内に住所を有する世帯を異にする3名以上の農業者で構成する農業者団体



補助額

- ①収穫や運搬作業等の省力化新技術機器購入
 - ②法面・畦畔の除草作業省力化機器導入
 - ③施肥・防除作業省力化ドローン購入
 - ④その他、農業の生産コスト低減や省力化、生産性向上等を図るための新技術導入、ICT等の先端技術を活用した機械整備・システム導入経費等で町長が特に認めたもの
 - ⑤上記の①～④にあてはまらない農業の省力化を図る為の機械購入
- 補助率 経費の1/2以内
年度内1事業者あたり20万円上限

対象者：町内に住所を有する農業者又は営農組織等

農業用機械修繕事業

補助額

自己所有の対象機械の修繕に係る経費（1万円未満は対象外）
対象機械①田植え機②穀物乾燥機③トラクター④コンバイン

補助率 経費の1/2以内
1機種1回5万円上限（年度内1農家2回まで）
※ただし土佐町認定農業者については1回10万円上限



対象者：町内に住所を有する農業者

農業用小型機械レンタル事業

補助額

10a未満の小規模な農地における小型機械の借りに係る費用
対象機械①田植え機②トラクター③コンバイン

補助率 借上に係る費用の1/2以内
年度内1農家5万円上限



農地効率化・安全対策支援事業（事業実施前の申請が必要）

補助額

町内農地の地盤改良や排水不良改善等営農継続のための工事に係る費用
対象費用①重機借上②作業委託に係る人役※③資材

補助率 費用の1/2以内
年度内1農家20万円上限



農産物育成環境改善事業（事業実施前の申請が必要）

補助額

農産物の育成に支障となっている町内農地周辺の支障木伐採に係る経費
農地所有者と支障木の所有者との同意が必要
対象費用①重機借上②作業委託に係る人役※

補助率 費用の1/2以内
年度内1農家10万円上限



対象者：町内に住所を有する農業者

農地再生事業（事業実施前の申請が必要）

補助額

町内の2年以上耕作されていない農地を再生する経費
対象費用①重機借上②作業委託に係る人役※③資材

補助率 費用の1/2以内
年度内1農家10万円上限



ハウス修繕・設備整備事業（実施実施前の申請が必要）

補助額

ハウスの修繕やハウスの設備整備に係る経費
対象費用①重機借上②作業委託に係る人役※③資材

補助率 費用の1/2以内
年度内1農家30万円上限



簡易ハウス建設・移設事業（事業実施前の申請が必要）

補助額

簡易ハウスの建設やハウス移設に係る経費
対象費用①重機借上②作業委託に係る人役※③資材

補助率 費用の1/2以内
年度内1農家50万円上限



対象者：町内に住所を有する農業者等

耕畜連携事業（事業実施前の申請が必要）

補助額

耕畜連携に必要な機械導入や堆肥散布に係る経費
対象経費①重機借上②作業委託に係る人役※③耕畜連携に係る機械
④堆肥（土佐町堆肥センターで生産された堆肥に限る）

補助率 費用の1/2以内
年度内1農家25万円上限
ただし、肥料散布に係る経費については10/10以内



※農地所有者及びその同一世帯員への人役は対象外
・消費税は補助対象外とする